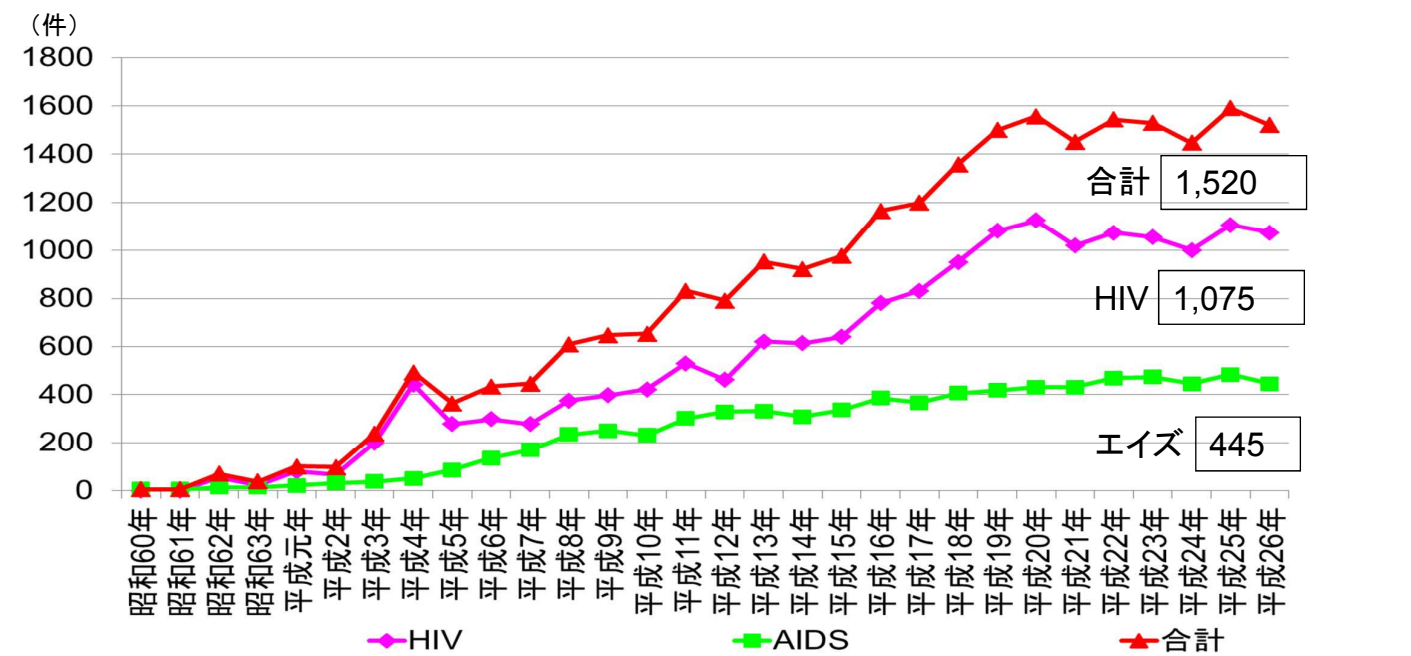


平成27年度 主な難病対策に関する予算(案)

- 医療費助成の本格実施 1, 119億円 (608億円)
難病患者への新たな医療費助成については、平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな制度として平成27年1月から施行されたが、平成27年夏には更に対象疾病を拡大し、本格実施を図る。
新制度へ移行しない「スモン」及び「プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）」については、引き続き予算事業で助成する必要があるため、これまでと同様の対策を講ずる。（なお、「難治性肝炎のうち劇症肝炎」及び「重症急性膵炎」については、経過措置を講ずる。）
- 難病相談支援センター事業 312百万円 (317百万円)
難病患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援が行えるよう、都道府県毎の活動拠点となる「難病相談支援センター」を設置し、地域における難病患者支援対策を一層推進する。
- 難病医療提供体制整備事業 130百万円 (147百万円)
難病医療拠点病院に「難病医療コーディネーター（仮称）」の設置（平成27年度からの事業）のほか、重症難病患者の適時・適切な入院施設の確保等が行えるよう、都道府県ごとに拠点病院等による難病医療体制の整備等を図る。
- 難病対策の推進のための患者データ登録整備事業 61百万円 (31百万円)
難病患者データの精度の向上と有効活用を図るため、新たな患者データ登録システムの開発を行う。
- 難病情報センター 21百万円 (34百万円)
難治性疾患克服研究事業等の成果、専門医・専門医療機関の所在、公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等の情報を収集・整理し、難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報の提供等を行う。
- 難治性疾患克服研究事業等 103億円 (104億円)
難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースを活用するなどし、疫学、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行うとともに、難病政策と一体となった調査研究を推進する。
また、希少疾患の中でもきわめて患者数の少ない疾病等の医薬品や医療機器をはじめ、再生医療等製品の開発に対する支援を行い、製品化を推進する。

※ () は平成26年度予算
 計 1, 231億円 (719億円)

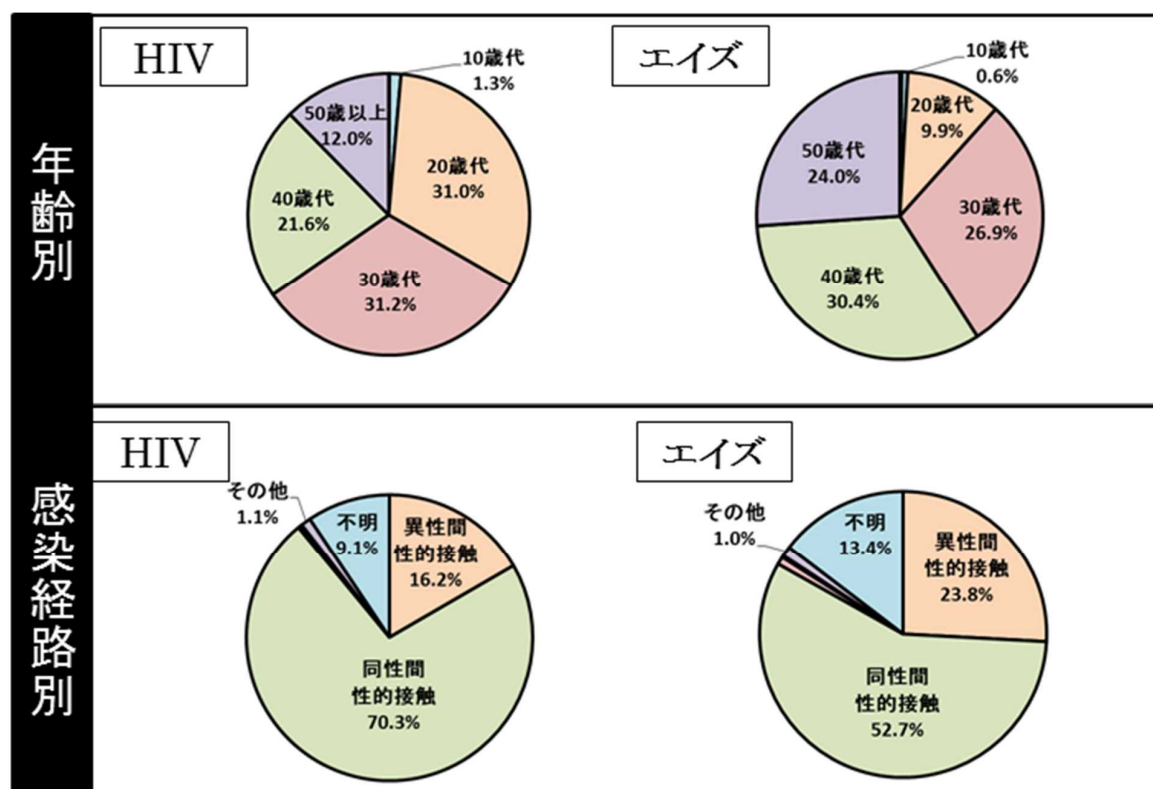
近年のHIV感染者・エイズ患者の発生動向《平成26年(速報値)》



		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
HIV感染者報告	件数	462	621	614	640	780	832	952	1,082	1,126	1,021	1,075	1,056	1,002	1,106	1,075
	割合	0.58	0.65	0.67	0.66	0.67	0.69	0.70	0.72	0.72	0.70	0.70	0.69	0.69	0.70	0.71
AIDS患者報告	件数	329	332	308	336	385	367	406	418	431	431	469	473	445	484	445
	割合	0.42	0.35	0.33	0.34	0.33	0.31	0.30	0.28	0.28	0.30	0.30	0.31	0.31	0.30	0.29
合計		791	953	922	976	1,165	1,199	1,358	1,500	1,557	1,452	1,544	1,529	1,447	1,590	1,520

新規HIV感染者・エイズ患者の状況

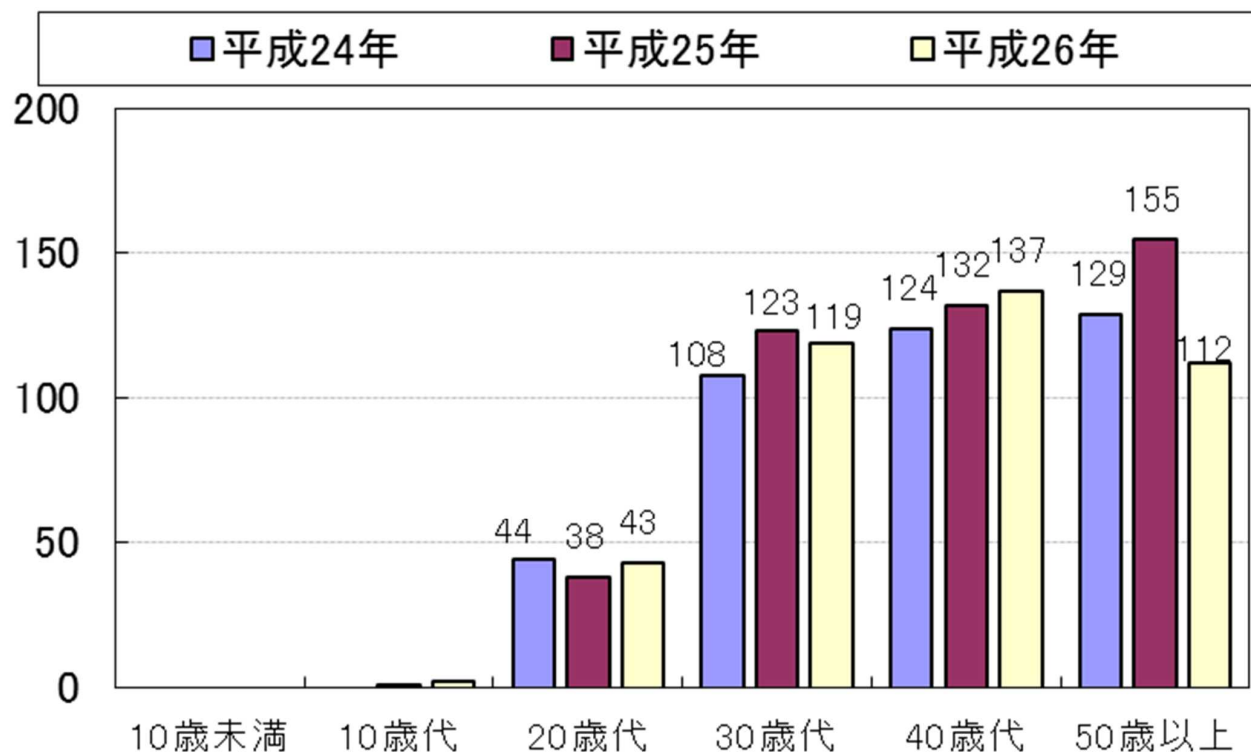
新規HIV感染者・エイズ患者 年代別内訳《平成26年(速報値)》



2015年厚生労働省エイズ動向委員会報告

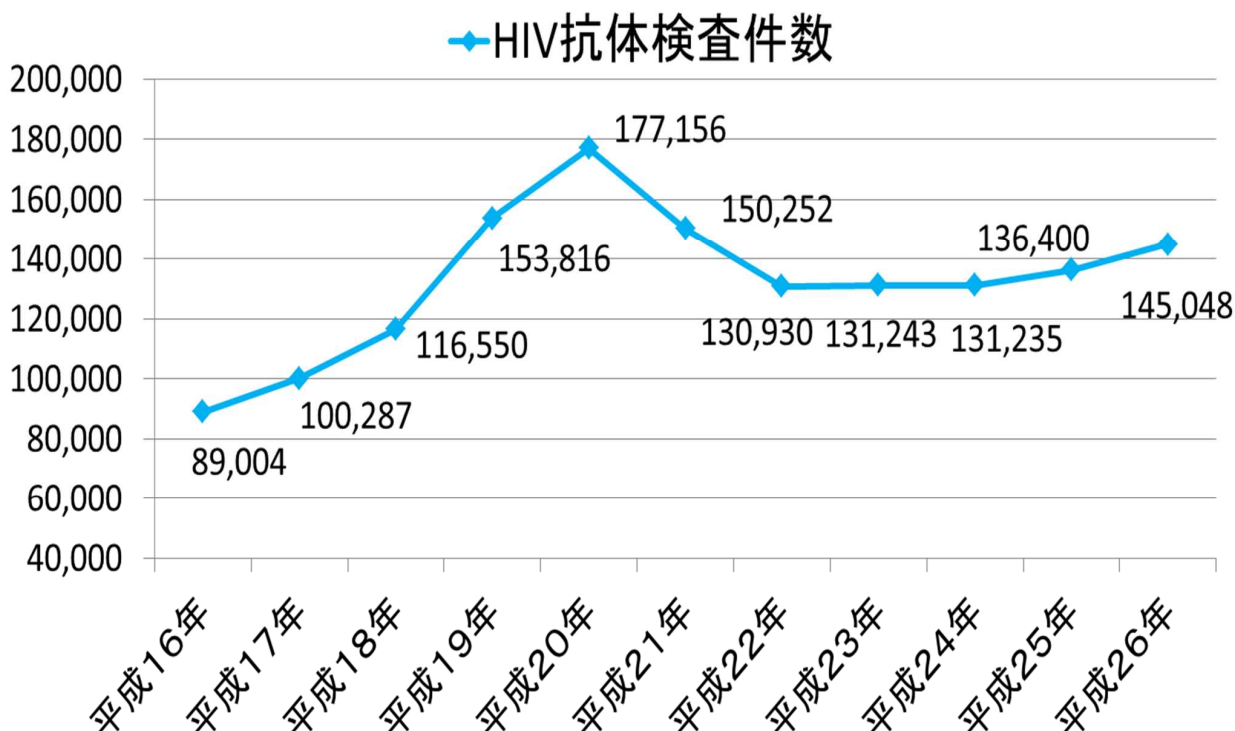
エイズ感染報告数3カ年比較《平成26年(速報値)》

日本国籍 年代別 3カ年比較 (エイズ患者)



2015年厚生労働省エイズ動向委員会報告

HIV抗体検査件数の推移《H16～26年(確定値)》



2015年厚生労働省エイズ動向委員会報告

HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業

診療所や訪問介護事業所等のHIV医療知識・技術の不足やエイズに対する差別・偏見により、感染者・患者が在宅医療・介護を受けられない。
→ 感染者・患者に対する在宅医療・介護の環境整備が喫緊の課題

①**実地研修事業**：訪問看護師や訪問介護員等を中核拠点病院に派遣し、実地研修を行う。(各都道府県2名、1週間)

②**支援チーム派遣事業**：在宅療養・介護における対応困難な事例に対し、必要に応じて中核拠点病院から支援チーム（医師、看護師、相談員等）を派遣する。

③**HIV医療講習会**：都道府県医師会及び歯科医師会による、訪問診療を行うかかりつけ医や、地域の歯科医に対する講習会の開催。(25都道府県)

→受託事業者から都道府県宛に事業の実施に際して通知するので積極的に活用いただきたい。

HIV感染患者における透析医療

患者の高齢化に伴って、慢性腎臓病の増加が考えられ、今後、透析導入例が増加することが予想される。
管内透析医療機関に対して、HIV感染者透析医療ガイドラインを周知いただき、HIV感染者が通院可能な透析医療機関の確保に取り組まれない。

→HIV感染患者の透析について注意点をまとめた
「HIV感染患者透析医療ガイドライン」
(<http://api-net.jfap.or.jp/library/manual/Gaide.html>)を参考に

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における医療の範囲について

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日付健医発第896号）において通知。

（対象となる医療の範囲）

- 先天性血液凝固因子欠乏症
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症並びに当該疾患に付随して発現する傷病

→管内医療機関に対して先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における医療の範囲について改めて周知いただきたい。

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」について

【概要】

ハンセン病患者であった方々などの福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるもの。

(平成20年6月成立 平成21年4月施行 平成26年11月一部改正 ※議員立法)

【主な内容】

1. 国立ハンセン病療養所等の在園・生活水準の保障

- ・国立ハンセン病療養所等における療養の確保
- ・国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障
- ・国立ハンセン病療養所における生活の保障
 - ①意思に反する退所、転所の禁止
 - ②医療・介護体制の整備
 - ③地域開放

2. 社会復帰・社会生活支援

- ・国立ハンセン病療養所等を退所した方等に対する給与金・支援金の支給、相談・情報提供など

3. 名誉回復・死没者の追悼

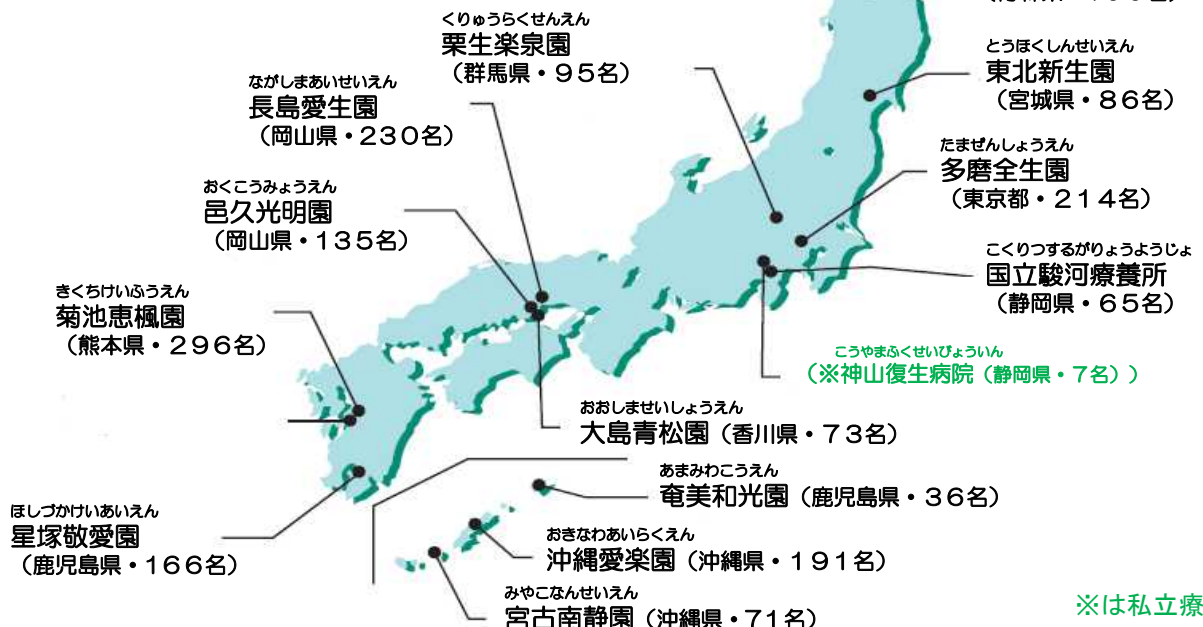
- ・ハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発
- ・死没者の追悼など

※本法の施行に伴い「らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)」は廃止となった。

各国立ハンセン病療養所等の状況

平成26年12月31日現在

- 施設数 13施設
- 入所者総数 1,758名
- 平均年齢 83.6歳(H26.5.1)
- ※＜別掲＞
私立療養所(1施設、7名)



※は私立療養所

ハンセン病対策について

①趣旨

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条において、地方公共団体の責務が規定されており、地域におけるハンセン病に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等の取組を促進する必要がある。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

②ハンセン病問題対策促進会議の開催

（都道府県担当者会議）【平成21年度から実施】

法律施行後、具体的な施策の内容について検討する場を設け、各都道府県におけるハンセン病対策への取組を支援することを目的として担当者会議を開催している。

開催日：平成27年3月12日（木）

③ハンセン病対策促進事業

【平成24年度から実施】（1事業当たり250万円を上限）

○事業の目的

ハンセン病患者であった者等の名誉の回復等を図るため、地方公共団体における新たな取組を支援することにより、地域におけるハンセン病問題解決に向けた施策を推進する。

○事業の内容

都道府県及びハンセン病療養所所在市町がハンセン病に対する偏見・差別の解消等に向けて新たに取り組む普及啓発事業について、経費の全部又は一部を支援する。

・パネル展や映画上映会の開催 ・シンポジウムや講演会の開催 など

事例を全国に還元することにより、ハンセン病に関する普及啓発への取組が促進される。

④国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の制度概要

◆親族に対する援護

ハンセン病療養所に入所したことにより、その家族が生計困難になった場合に、その家族に対して、生活保護の基準の例により援護を行う。

・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 第19条

・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令 第1条

◆援護の種類及び範囲

種類	範囲
生活援助	衣食その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの
教育援助	義務教育に伴って必要な学用品、通学用品、学校給食費等
住宅援助	住居及び補修その他住宅の維持のために必要なもの
出産援助	分娩の介助等出産のために必要なもの
生業援助	生業に必要な資金、技能の修得及び就労等のために必要なもの
葬祭援助	火葬又は埋葬、納骨その他葬祭のために必要なもの

■子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率引き上げによる影響等を踏まえ、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童（特例給付を除く）に対する子育て臨時特例給付金が支給されており、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者については、要件を満たせば給付金の対象となる。なお、子育て世帯臨時特例給付金は、国立ハンセン病療養所入所者家族生活援護費の算定に当たって、受給者の収入とは認定しない。

⑤特定配偶者等支援金について

昨年11月にハンセン病問題の解決の促進に関する法律が改正され、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等に対し、その者の生活の安定等を図るため、本年10月から「特定配偶者等支援金」を支給する。

対象疾患：気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなど

基本理念

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状としては他の疾患を定める予定はない。

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること。
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。

アレルギー疾患対策基本指針

○ アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が基本指針を策定

- ・ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
- ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
- ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
- ・ その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

厚生労働省

アレルギー疾患対策推進協議会

- ・ 「アレルギー疾患対策基本指針」の策定・変更に当たって意見を述べる
- ・ 委員は、厚生労働大臣が任命

(委員)

- ・ 患者及びその代表者
- ・ アレルギー疾患医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

※ 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で規定

※公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

条文抜粋

アレルギー疾患対策基本法
(平成二十六年六月二十七日法律第九十八号)

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 アレルギー疾患対策基本指針等(第十一条—第十三条)

第三章 基本的施策

第一節 アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減(第十四条・第十五条)

第二節 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等(第十六条・第十七条)

第三節 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上(第十八条)

第四節 研究の推進等(第十九条)

第五節 地方公共団体の行う基本的施策(第二十条)

第四章 アレルギー疾患対策推進協議会(第二十一条・第二十二条)

附則

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画)

第十三条 都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、当該都道府県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

リウマチ・アレルギー対策について

● リウマチ・アレルギー特別対策事業

- 【概要】 かかりつけ医等を対象とした診療ガイドラインの普及、患者カード携帯による患者の自己管理の徹底、地域住民への情報提供や病診連携の構築等を図る
- 【実施主体】 都道府県・政令指定都市・中核市 【補助率】 1／2
- 【実施事業】
- ① 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
 - ② 患者カードの配布の促進ならびに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
 - ③ 喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師（医療機関）名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供
 - ④ 地域の喘息患者並びにリウマチ及びアレルギー系疾患患者の実態把握を目的とした分析調査の実施
 - ⑤ エピペン講習等、リウマチ又はアレルギー疾患に関する事業の実施又は事業への参画
 - ⑥ 関係機関等との連携体制の構築（地域医療連絡協議会の設置及びその運営等）
 - ⑦ 事業実施の評価

● リウマチ・アレルギー相談員養成研修会

- 【概要】 都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の保健関係、福祉関係等従事者並びに都道府県等所管下の医療従事者を対象に、リウマチ、アレルギー疾患について必要な知識を修得して頂き、地域住民への正しい知識の普及啓発を行うための相談体制の確保を図る。
- 【実施主体】 健康局 疾病対策課
- 【開催時期】 全国5箇所での開催（札幌、東京、名古屋、大阪、博多） 1月～3月 <※平成26年度実施分>

腎疾患対策について

「腎疾患対策検討会」報告（平成20年3月）

普及啓発

- CKDの重要性・予防法等を幅広く普及啓発
- マスメディア、インターネット、保健指導の場などあらゆる機会を活用

医療連携体制

- かかりつけ医と専門医療機関との連携促進
- 保健指導・栄養指導の推進
- 地域における医療連携システムの構築の推進

診療水準の向上

- CKD診療ガイドラインの作成、かかりつけ医への普及
- 指導管理の技術の向上
- 糖尿病・循環器疾患等の治療との連携

人材育成

- 腎臓専門医の育成
- 専門医・かかりつけ医の資質向上
- 専門的な保健指導を行う保健師、看護師、管理栄養士等の育成

研究の推進

- 診療のエビデンス確立と実践の研究
- 病態解明と治療法開発に関する研究

● 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業

- 【概要】 地域における講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修等を実施することにより、広くCKDに関する正しい知識の普及、CKD対策に必要な人材の育成等を図る。
- 【実施主体】 都道府県・政令指定都市・中核市
- 【補助率】 1／2
- 【実施事業】
- ① 患者等一般向けの講演会等の開催
 - ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
 - ③ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
 - ④ 事業実施の評価

● 慢性腎臓病（CKD）シンポジウムの開催について

CKDに関する正しい知識等を国民に広く情報提供することを目指し、世界腎臓デー（3月第2木曜日）に併せて関係学会等と連携し開催。

関係者の皆様のご協力をお願いし、今後のCKD対策の普及に努めていきたい。

<本年度の開催>

平成27年3月12日（木）

東京国際フォーラム

からだの痛み相談・支援事業

からだの痛み相談センター (NPO法人いたみ医学研究情報センター)

1. 電話相談

- 医師及び看護師による医療相談（医療機関の紹介や症状に対する相談等）
 - ・平日9時～17時
 - ・医師1名（週2日勤務、高度な内容の相談、看護師への助言、FAQの作成・確認）
 - ・看護師2名で対応（痛み医療の経験有する者）

2. 痛み医療に関する知識の普及、啓発

- ホームページを用いた痛み医療に対する知識の普及、啓発
 - ・FAQ等による質問事例の公開
- 一般市民向け公開講座の開催
 - ・年2回（東京、岡山）開催

3. 医療従事者向けの研修

- 研修の開催
 - ・新しい知見を含めた慢性の痛みへの対応能力を向上させる目的で、医療従事者（医師、看護師、薬剤師、理学療法士、臨床心理士）を対象とした研修会（愛知）を開催
 - ・講師は研究メンバーから選出

慢性の痛み対策事業について

痛みセンター

各診療科、職種横断的な提携に基づいた
集学的(学際的)な診療体制の構築

- ・整形外科、リハビリ科
- ・ペインクリニック神経内科
- ・膠原病内科等
- ・脳神経外科
- ・心療内科、精神科

「慢性の痛み診療の基盤となる情報の集約とより高度な診療の為に医療システム構築に関する研究」における分担研究者所属機関

- | | | |
|---------|-----------|------------|
| ・札幌医科大学 | ・福島県立医科大学 | ・東京慈恵会医科大学 |
| ・新潟大学 | ・獨協医科大学 | ・東京大学 |
| ・順天堂大学 | ・日本大学 | ・愛知医科大学 |
| ・滋賀医科大学 | ・富山大学 | ・大阪大学 |
| ・岡山大学 | ・三重大学 | ・高知大学 |
| ・九州大学 | ・愛媛大学 | ・山口大学 |

(現在計18箇所)

慢性の痛み対策研究事業 (病態解明・治療方法の開発等の研究)

平成23年度より開始

からだの痛み相談センター (NPO法人いたみ医学研究情報センター)

平成24年度より開始

- ・電話相談
- ・痛み医療に関する知識の普及、啓発
- ・医療従事者向けの研修

